

# 千葉市屋外広告物適正化推進員について

千葉市都市局  
都市政策課都市景観デザイン室

# 後を絶たない違反広告物…

屋外に広告物を掲出するには、許可・申請が原則として必要であることが法令で定められています。

**許可なく掲出する違反業者が後を絶たない。**

禁止された場所に掲出して、交通の見通しを悪くしたり、歩行者の通行の妨げになったりする違反広告物の例：



掲出している  
業者への是正指導

委託業者による  
市内巡回、  
撤去作業

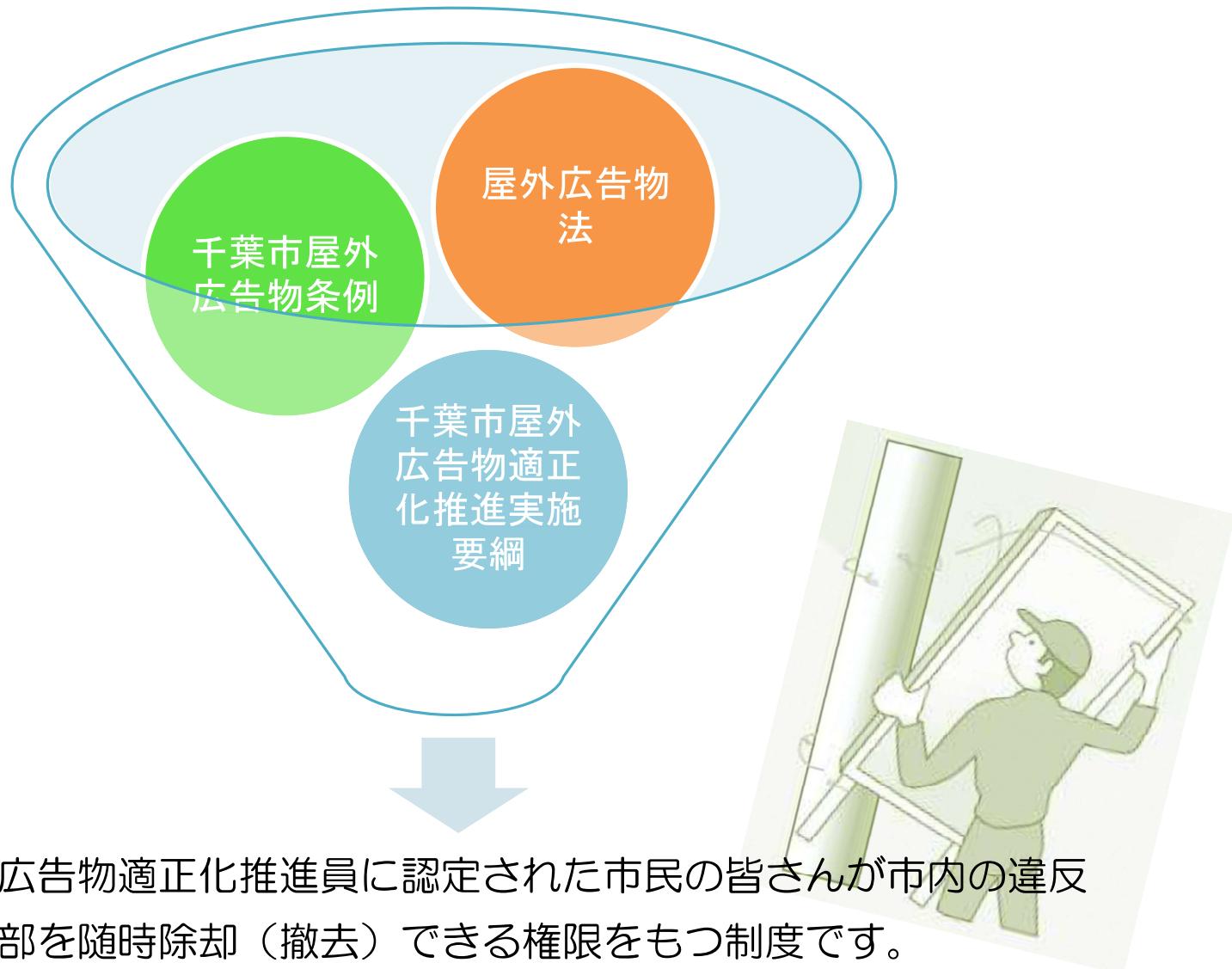
協力団体・  
関連団体との  
一斉撤去活動 等

土木事務所を  
中心とした  
除却（撤去）作業

市で行っている対策として…

それでも、全市をカバーできていない・・・いたちごっこ・・・

# 1 千葉市屋外広告物適正化推進員制度の概要



## 2 千葉市屋外広告物適正化推進員とは

- **推進員の地位**

- 無報酬のボランティア
- 自主的な活動 \*活動の頻度及び日時等を指定することはありません。

- **推進員の任期**

- 推進員の身分証明書の発行(認定)日から**2年以内**。  
\*任期が満了したら、活動はできない！?  
→ 講習会を受講することで再任されます。  
\*認定されたら、途中で解除できない！?  
→ 推進員自らが辞職を申し出たとき、解除することができます。

- **推進員の資格要件**

- 市内在住または在勤であること。
- 成人であること。
- 講習会を修了した者であること。

### 3 推進員の活動について

#### ・ 活動内容

- 推進員の活動内容は、市内の違反広告物のうち、条例第3条に規定する「禁止物件」等に設置された「はり紙」「はり札」「立て看板」の「除却」とその除却した広告物の「保管」です。

\* 「除却」とは、違反広告物をその設置・掲出された場所から撤去する（取り去る）ことをいいます。



#### ・ 除却対象の設置場所 =「禁止物件」

広告物を設置してはいけない場所はどこか？

道路上や視界を妨げる場所、公共物や文化財等の物件には表示したり、設置してはいけないものがあります。（条例第3条に規定する禁止物件）

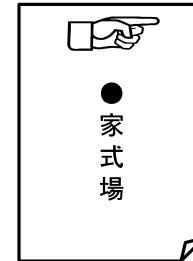
- |                          |                  |
|--------------------------|------------------|
| ①電柱、街灯柱、消火栓標識            | ②信号機、道路標識、カーブミラー |
| ③街路樹                     | ④歩道橋、橋梁          |
| ⑤パーキング・メーター、チケット発給設備、ポスト |                  |
| ⑥ガードレール、車止め、路上配電盤等の道路工作物 |                  |

## どんな内容のものでも除却できるか？

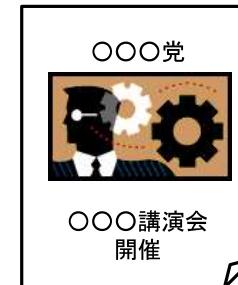
いいえ、適用除外という広告物もあります。

次に挙げるものは除却できません。

- ①国や地方公共団体が設置したもの
- ②政治、宗教等の非営利活動
- ③冠婚葬祭等に関する案内で2～3日程度貼り出したもの
- ④法令違反等通告するもの



「みんなの掲示板」  
に貼られたはり紙



自転車等  
駐輪禁止

ここは、自転車等放  
置禁止区域ですの  
です。駐輪しないで  
ください。……  
千葉市□□課

！！ のぼり旗や置き看板等は推進員の除却対象としていません !!

なぜなら、即時除却できるものは、「管理されずに放置されていることが明らか」な場合に限られるからです。のぼり旗等はこの判断が難しく、所有者とトラブルになるケースも多いことから除外しています。

これらは、市が指導にあたってから除却  
できる対象となります。



まとめてみると・・・

## 除却対象となる違反広告物とは



- ① 営利目的で
- ② はり紙・はり札・立て看板が
- ③ 道路の付属物・道路工作物に付けられている場合

推進員の方はその活動として、除却し、一時保管をお願いしています。

## 5 活動の際の主な注意事項

活動に際し、以下の注意事項を守って、安全に活動してください。

- ①除却活動は、なるべく推進員2人以上で行ってください。
- ②推進員でない者を活動に参加させないでください。
- ③違反広告物を除却する際には、**身分証明書を携帯し、及び腕章を着用してください。**
- ④活動する際及び活動後においては、除却した物件（はり紙を除く。）が破損しないように細心の注意を払ってください。
- ⑥除却対象であるか不明確な広告物があるときは、除却を行わずに千葉市都市景観デザイン室にお問い合わせください。
- ⑦その他、活動にあたりトラブルが生じ、又は生じる恐れがあると認められた場合は、速やかに千葉市都市景観デザイン室に連絡してください。

## 6 活動中の事故について

- 事故による損害の補填

- 活動中に起きた事故による損害については、推進員が加害者の場合、物損・人損を問わず、その損害を千葉市ボランティア活動補償制度によって補填されます。

ボランティア活動補償制度では損害が1事故につき1万円以下の場合は、補填されませんが、故意・重大な過失がない限り、それ以下であっても、市が賠償をカバーします。

- 事故の報告について

- 活動中に事故が発生したときは、ただちに千葉市都市景観デザイン室までご連絡ください。  
その後、速やかに事故報告書の提出をお願いします。

## 【問い合わせ先】

千葉市都市景観デザイン室

TEL 043-245-5307

FAX 043-245-5693

月曜日～金曜日

午前8時30分～午後5時30分